車 い す 貸 出 要 項

区民の方が、短期間の通院や外出、急なケガなどで一時的に車いすが必要となった方に、車いすを貸出します。

１．対 象 者

病気やケガなどにより、一時的に車いすが必要となった方。

２．利 用 料

① 使用に関する利用料は、**無料**となります。
② 使用中の故障原因（パンク等）によっては、修繕費用を負担していただく場合があります。

３．利用期間

① **原則１ヶ月以内**です。ただし、その方の状況によって、最長３ヶ月まで延長ができる場合があります。

４．利用方法

① 希望する日時、台数を**事前に予約**してください。
② 車いすの受取の際、**物品貸出申込書に必要事項記入の上、提出**していただきます。（来所される方の**身分証明書**〔運転免許証や健康保険証など〕を**提示**していただきます）
③ 車いすの運搬は、申込みをされた方に行っていただきます。

５．その他

① 介護保険制度や一般の福祉サービスによる給付等、公的制度が利用できる方は、対象にならない場合があります。
② 使用中に紛失、破損があった場合は、使用者の責任において、弁償、修繕をしていただきます。
③ 使用最大体重は、１００㎏となっており、体重制限を守ってご使用ください。

６．問合せ

葛飾区社会福祉協議会　かつしかボランティア・地域貢献活動センター
☎　０３－５６９８－２５１１

No.

葛飾区社会福祉協議会

車いす貸出申込書

令和　　年　　月　　日

葛飾区社会福祉協議会事務局長様

車いす番号：＿＿＿＿＿＿

１．貸出物品名　　車いす　　台

２．理由（具体的に）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．貸出期間　　**令和　　年　　月　　日　より**

令和　　年　　月　　日　まで

上記について申し込みます。

４．使用者　　名　前

住　所

電　話

５．申込者　　名　前　　（続柄　　）

住　所

電　話

貸出日　令和　　年　　月　　日　　担当：

返却日　令和　　年　　月　　日　　担当：